

徳島大学歯学部後援会会則

第1章 名称及び事務所

第1条 本会は、徳島大学歯学部後援会と称し事務所を徳島大学歯学部内に置く。

第2章 目的及び事業

第2条 本会は、徳島大学歯学部（以下「歯学部」という。）及び徳島大学大学院口腔科学研究所（以下「研究所」という。）を後援するものとする。

第3条 前条の目的を達するため次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 教育と研究に関する事項
- (2) 歯学部及び研究所の設備拡充に関する事項
- (3) その他必要な事項

第3章 組織

第4条 本会は、次の各号に掲げる会員をもって組織する。

- (1) 正会員 歯学部及び研究所在学生の父母等
- (2) 特別会員 歯学部の教職員のうち会長の指名により選出された本会の役員
- (3) 名誉会員 会長の推薦による者

第4章 役員及び会議

第5条 本会に次の各号に掲げる役員を置く。

- 1 会長 1名 総会において正会員中から選出する。
会長は、会務を総理する。
- 2 副会長 1名 会長が正会員中から指名する。
副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 3 理事 6名 会長が正会員中から2名、歯学部の教職員から4名を指名する。
理事は、重要事項を審議し、会務を分掌する。
- 4 監事 4名 会長が正会員中から2名、歯学部の教職員から2名を指名する。
監事は、会計の監査を行う。

第6条 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、役員に欠員が生じたときは、会則に基づき補充し、その任期は、前任者の残任期間とする。

第7条 本会の事務は、特別会員の理事に委嘱する。

第8条 会議は、総会と役員会とする。

2 総会は、年1回4月に開く。ただし、必要があるときは臨時に総会を開くことができる。

3 役員会は、必要に応じ会長が召集する。

第5章 会費、入会金、徳島大学白菊会助成金及び寄付金等

第9条 本会の経費は、次の各号に掲げる会費、入会金、徳島大学白菊会助成金及び寄付金をもって充てる。

- (1) 会費は、正会員の子女1人につき年額6,000円とする。
- (2) 入会金は、正会員の子女1人につき10,000円とする。
- (3) 徳島大学白菊会助成金は、正会員の子女1人につき15,000円とする。

2 正会員は、会費、入会金及び徳島大学白菊会助成金を入会するとき一括前納するものとする。

ただし、歯学部口腔保健学科に入学した学生の父母等にかかる徳島大学白菊会助成金並びに研究科に入学した学生の父母等にかかる会費、入会金及び徳島大学白菊会助成金については免除する。

3 既納の会費、入会金及び徳島大学白菊会助成金は、原則として返還しない。

第10条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 会則の改正

第11条 この会則は、役員会の決議により改正することができる。

附 則

本会則は、昭和52年4月1日から実施する。

附 則

改正会則は、昭和54年4月1日から実施する。

附 則

改正会則は、昭和60年4月1日から実施する。

附 則

改正会則は、昭和62年4月11日から実施する。

附 則

改正会則は、昭和63年4月11日から実施する。

附 則

改正会則は、平成元年4月11日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

附 則

この会則は、平成6年4月11日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則

この会則は、平成14年4月8日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この会則は、平成16年4月6日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この会則は、平成19年4月6日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この会則は、平成22年4月6日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この会則は、平成29年4月6日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この会則は、平成31年4月5日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この会則は、令和5年2月22日から施行し、令和4年4月1日から適用する。